

米軍の新型コロナウイルス感染者拡大に伴う基地外ホテル等の借上げに対する意見書

在沖米海兵隊が新型コロナウイルス対策として本町内のホテルを借り上げ、人事異動者を対象にした隔離措置を行った問題で、7月14日、国、県、本町に説明するとともに19日を目途に隔離措置を終了し、離沖者の滞在場所として用途変更をした上で継続使用するとした。

基地内からホテルへの移動時の検査を実施し、新型コロナウイルスの感染の陰性が確認された上で移動させるとするが、移動後の基地とホテル間移動とホテル内の観光客と混在した宿泊が許容されており、感染と感染拡大の可能性を全く排除出来ない。また、米国内での感染爆発の状況で出入国する際にPCR検査の実施がされていない事や行動自粛期間中であるにもかかわらず、本町宮城海岸等で若い軍人らの遊び呆ける姿が確認され続けた事、ロックダウンされているはずの基地からの出入りが確認されている事、基地内感染拡大の中、その情報公開が限定されている事を鑑みると米軍への信頼はおけず、感染が基地外へ広がる可能性やその恐れによる風評被害・影響は既に出ており、看過できない。

いかに感染対策を凶ろうとも見えない事への恐怖感や無症状感染、感染拡大を防ぐためにソーシャルディスタンスが世界的に言われているにもかかわらず、今回の米軍の措置は、感染距離を縮め、感染確率を上げる事にほかならず言語道断。また、14日の視察・説明を受け、用途変更による継続使用に対して公式見解を出さない県、本町の対応は疑問である。万が一ホテル内で感染者が出た場合の本町への影響からも早期のホテル借り上げ措置の解除や二度と同様な措置をとらせない事が県、町の姿勢として望まれる。

米軍は日米地位協定によって、日本による検疫もなく、米軍基地から直接日本国内に自由に入りし、国内法に縛られない事を前提とするが、日米両政府は2013年1月の合同委員会で感染症が基地内で発生した場合、米軍の医療機関が日本の保健所に通報することで合意している。ましてや、世界的な新型コロナウイルス感染拡大を収束させるために努力をしている最中、都合のみで情報を非公開にし、基地内外の運用や解釈を都合よく使い分ける事はあってはならない。互いの命にかかわる重要案件であり、協力することは否定しないが、今回のような措置は本町への現在出ている影響を鑑み、直ちに自制し、状況公開等の協力意思を示すべきである。

よって、本町議会は、町民及び県民の生命、財産、安全、基本的人権を守る立場から、基地から派生する諸問題の解決には、日米地位協定を抜本的に改定し、米軍及び日米両政府が今こそ真剣に取り組むことを求め、次の事項の解決に関して積極的かつ迅速に対応するよう強く要請する。

記

- 1 ホテル借り上げの即時解除と今後、県や本町の許可を得ず同様な措置を講じさせないこと。
- 2 出入国時のPCR検査の実施と隔離措置を徹底させ、感染の可能性を排除できない場合は直ちに隔離措置をさせ、基地外はもとより外出を禁止させること。
- 3 ロックダウンの定義・現況について速やかに公表させること。
- 4 基地外居住者の感染等の情報公開と感染者が出た場合は基地外に影響が出ないよう対象となる基地を完全封鎖させ、基地外住居者や基地従業員の基地への往来をさせないこと。
- 5 基地内従業員や関係者、ホテル従業員等のPCR検査を実施し、感染拡大の防止と不安・風評被害を払しょくさせること。
- 6 日米地位協定の運用・解釈変更ではなく、検疫など実態に沿った抜本的改定を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和2年7月22日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 厚生労働大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長